

松戸市 新松戸駅前送迎保育ステーション利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 保育の必要性がありながら、居住地と幼稚園等が離れている又は幼稚園等の開所時間が保護者の勤務時間と合わない等の理由により、幼稚園等の利用が困難であるお子さんについて、バスの送迎によって、教育・保育施設の利用を可能にするものです。

(規約の適用)

第2条 この規約は新松戸駅前送迎保育ステーション及び送迎バスを利用される、幼稚園等通園者の方に適用されます。

2. 新松戸駅前送迎保育ステーション及び送迎バスの利用者はこの規約を遵守するものとします。

第2章 送迎保育ステーションの利用

(事業内容)

第3条 本事業は、松戸市が市内の「宗教法人新松戸リバイバルチャーチ」に委託し、実施するものです。

送迎保育ステーションでの保育は全て「宗教法人新松戸リバイバルチャーチ」が運営するものとします。

第4条 本事業は、朝の通園先施設への幼稚園バス出発時刻まで送迎保育ステーションでお子さんをお預かりし、夕方送迎保育ステーションに幼稚園バスで戻った後、保護者のお迎えまでお預かりするものです。

(利用対象者)

第5条 送迎保育ステーションを利用できるのは、次の各号全てに該当する方となります。

- (1) 当送迎保育ステーションへバス送迎を行っている幼稚園等に通園中で、送迎保育ステーション事業への利用登録しているお子さん
- (2) 3歳児クラスから就学前クラスまでのお子さん
- (3) 労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難な事由のあるお子さん
- (4) 保護者が松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金支給の助成対象者になるお子さん

(利用の制限)

第6条 対象児童及び保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用

を認めない、または利用期間中であっても利用を中止していただくことがあります。

- (1) 第5条の利用対象の要件を満たさなくなったとき
- (2) 利用児童の数が定員を超えたとき
- (3) 送迎保育ステーション・通園施設の保育の実施に必要となる指示に従わないとき
- (4) 対象児童及び他の利用児童の安全を確保することが困難であるとき、または困難であると予見されるとき。
- (5) その他、送迎保育ステーションの利用を不相当と認めたとき

(同意事項)

第7条 送迎保育ステーション及び、送迎バスを利用する方は、次の各号全てに同意した方とします

- (1) 送迎バスの運行は、朝・夕の定められた時間の一日一往復となります。祝祭日・土曜日・日曜日・年末年始等、通園先施設の預かり保育休園日の運行はありません。
- (2) 自然災害（地震・台風・雪・大雨洪水・強風など）により、幼稚園送迎バスの運行ができない場合があります。状況に応じて通園先の施設にご確認下さい。
- (3) (1) や (2) の際に、送迎保育ステーションの一時預かり保育をご利用頂けますが、別のサービスとなりますので別途費用等がかかります。
- (4) 朝、送迎保育ステーションにお子さんを預ける際に、必ずお子さんの健康状態を職員に申し出てください。お子さんの健康状態が思わしくない場合及び感染症の疾病中は送迎保育ステーションの利用はできません。
- (5) 送迎バスは、通園先の施設ごとに決められた時間を目安に送迎保育ステーションを出発します。
乗り遅れることのないように、送迎保育ステーションにお子さんをお預けください。
- (6) 朝のバスの出発時刻に間に合わずに乗り遅れた場合には、保護者の方が各自通園先施設までお送りください。
- (7) バスは、交通道路事情その他天候などの状況により、運行に遅れをきたす場合があります。
- (8) 送迎保育ステーションへの登降園は、保護者同伴で受付を行ってください。
- (9) 欠席や登降園時間の変更などが生じた場合は、速やかに送迎保育ステーションへ電話でご連絡ください。また、あわせて、通園先の施設にも欠席や登降園時刻の変更などが生じる場合は、保護者の方から通園先施設に連絡をしてください。
- (10) 保護者の方の緊急連絡先や住所、勤務先などの変更などがありましたら、速やかに送迎保育ステーションに申し出てください。
- (11) 送迎バスは基本的にお子さんを送迎する目的で運行するものです。

大きな荷物は運搬することができません。

(12) 持ち物には目で見てわかる場所に全て記名してください。

(13) 通園先の施設へ送迎保育ステーションの職員からの口頭での伝言・伝達等は原則できません。

連絡帳又は電話などで保護者の方から直接通園先の施設へご連絡ください。

(利用申請)

第8条 送迎保育ステーション及び送迎バスご利用の申込みは、松戸市指定の「送迎保育ステーション利用（申込・変更届・中止届）書」に必要事項をご記入の上、家庭において必要な保育を受けることは困難な事由の証明書類と「新松戸駅前送迎保育ステーション利用に関する同意書」を添付し、松戸市幼児保育課に提出してください。

2. 利用者決定については幼児保育課が利用者に「送迎保育ステーション利用承諾通知書」を送付しますが、通園先施設の入園許可は入園希望先の施設で決定するため、送迎保育ステーションの利用が承諾されても、通園先施設への入園が出来ない場合には送迎保育ステーションをご利用になれません。

3. 利用につきましては月極めとし、利用料も月単位となります。

4. 送迎保育ステーションの保育料は、利用児童保護者様から宗教法人新松戸リバイバルチャーチあてにお支払いをお願いいたします。

5. 利用料は 月額 1,000円 となります。

ただし、「生活保護世帯」または、「ひとり親世帯等で非課税世帯」の方は、松戸市へ証明書類の提出等によって免除されます。

第3章 その他

(事故・怪我について)

第9条 送迎保育ステーション事業時間もしくは延長保育事業時間で児童に事故や怪我がある場合には、保険（施設賠償責任保険・自賠責保険・任意保険）の範囲内で対応します。

第10条 この利用規約は平成30年4月1日から施行します